

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教育長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

その他の部局

代表監査委員	齋藤勝郎	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主幹	相原光男

議事日程（第6号）

平成19年9月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 認定第1号 平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第3 認定第2号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第4 認定第3号 平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第5 認定第4号 平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第6 認定第5号 平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第7 認定第6号 平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等、監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番太田研光君、12番小丸 淳君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定について

○議長（伊藤一男君） 日程第2、認定第1号平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号平成18年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号平成18年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号平成18年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号平成18年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、日程第7、認定第6号平成18年度柴田町水道事業会計決算の認定について、以上6件を一括といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの平成18年度柴田町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された平成18年度柴田町一般会計決算、各特別会計決算並びに水道事業会計決算について監査委員の審査に付し、その結果「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、各種基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ計数的にも正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

ご審議いただきます決算の規模の概要を申し上げますと、一般会計の予算額は111億5,502万4,000円で、17年度に比較しますと1億2,206万4,000円、1.1%の減となりました。歳入決算額は111億7,344万3,852円で、前年度の2.5%の増となり、歳出決算額は110億8,746万8,741円で、前年度に比べて2.5%の増となっております。

歳入歳出差引残高は8,597万5,111円となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源が824万3,000円ありますので、これを差し引いた実質収支は7,772万2,111円となり、これが平成19年度へ繰り越される繰越金となります。

また、一般会計と四つの特別会計を含めた予算総額は207億9,126万9,000円となり、平成17年度の最終予算に比べて1.7%の増となりました。

さて、国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を閣議決定し、17年度及び18年度の2年間を重点強化期間と位置づけて国の予算に反映させました。その三つの課題は、第1に「小さくて効率的な政府」のための変革であり、「官から民へ」「国から地方へ」を徹底させるために資金の流れを変え、人と組織を変えんとしています。「仕事の流れを変える」ための国から地方への改革では、三位一体改革の仕上げとして、補助金の改革とおおむね3兆円規模の税源移譲を行い、道筋を確かなものにしました。

第2に、集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却した日本経済が新しい躍動の時代を実現するには、財政構造改革を進めるとともに、少子高齢化とグローバル化という大きな環境変化を前向きにとらえプラスに転化していかなければならないとしています。

第3に、民需主導の経済成長を確実なものとするためには、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の四つの改革を加速させ、経済を活性化することが必要であるとしています。

このような国の方針のもと、地方分権時代を迎え、地方自治体は「自己決定・自己責任の原則」を基本として、みずからの判断により、個性豊かで活力あるまちづくりを進めていくことが強く求められています。これらを踏まえながら、町の財政事情を十分勘案し、徹底した事業の見直しと優先順位の選択を行うことにより、限られた財源の効率的配分に配慮し、最小の経費で最大の効果を上げることに努めました。

次に、18年度の各種事務事業の概要について申し上げます。

平成17年度に、平成18年度から22年度を目標年次とする5カ年計画「柴田町新長期総合計画・後期基本計画」を策定し、従来の行財政運営の見直し、協働のまちづくりへの推進、社会経済状況の変化への対応、安全・安心の地域づくり及びコンパクトシティ構想の推進の五つの方針を掲げております。特にコンパクトシティ構想については、車社会を前提としたまちから、歩いて暮らせるまちへ生活スタイル自体の転換を図り、街中のインフラを再利用して安心して楽しく一生を暮らせる多様な機能が混在するまちづくりを目指したのですが、行政施策と18年度予算に積極的に反映いたしました。

また、町制施行50周年の年に当たり、「柴田町町制施行50周年記念誌」の発行や、自治功労者、町政功労者の表彰にあわせ記念祭事を実施いたしました。また、町主催の事業についても、「柴田さくらマラソン大会」や「2006年しばた菊の祭典」など「かんむり事業」として町民に町制50周年であることを周知いたしました。

平成18年度当初予算編成時に、財源不足が明らかになったことにより「財政非常事態宣言」を発し、財政再建団体への転落を回避するために、行政と議会が一体となって町民の声を聞きながら平成19年度を初年度とした47項目から成る財政再建プランを策定いたしました。その内容は町民の皆様や地域社会に対して相当の痛みをお願いするものであります。行政サービスのあり方を根本的に見直さざるを得ないものになっていますが、再びこうした事態にならないように、民間や地域、町民の役割の分担を図り、優先度や緊急度を見きわめて予算を投入し得る財政の仕組みへと転換していくことが、根本的な再建につながると考えております。

18年度の予算では、町長、助役、収入役及び教育長の給料月額20%削減や管理職手当の50%削減などの削減策を講じ、各種補助団体の補助金を大幅にカットいたしました。継続事業であっても抜本的な見直しを図り、すべての歳出項目で思い切った削減措置を講じて財政健全化

を第一の目標としながら、何とか社会保障関連の予算を確保いたしました。町民の皆様や議会に対してもご理解とご協力を得たものと確信しております。

まちづくり推進については、「まちづくりの基本理念・ルール等」を町民とともに考え、総合的に定める取り組みと、地域が主体となり力が発揮できる地域自治のあり方・行政のあり方を検討するために、引き続き「住民自治基本条例」について調査研究を進めました。10月には公募した町民59人と職員6人を中心にして「住民自治基本条例をつくる会」を組織し、条例の素案づくりに取り組んでいただいております。できるだけ多くの町民に条例づくりにかかわっていただき、住民自治・住民参加のまちづくりの理解を深め、将来にわたって行政や地域の力が発揮できるよう住民自治を強力に推進いたします。

児童福祉・子育て支援につきましては、児童福祉施設の環境整備として、17年度から明許繰り越した3億9,000万円余りを費やし、待望久しかった船岡保育所を新設いたしました。延べ床面積1,676平方メートル、定員160名を受け入れる保育所となり、次世代の柴田町を担う子供たちの自主性、積極性、創造性を養うための施設として大いに期待されるところでございます。さらに、「次世代育成支援地域行動計画」に基づき子育て・子育て支援事業を推進しました。母子保健の推進については、16年度から実施しております「にこにこママ応援事業」として、子育て中のお母さんを対象に、「子育て支援センター移動なかよし広場」に保健師を派遣する育児支援やブックスタートを継続して実施いたしました。また、18年度から新たに乳幼児の保護者の不安軽減のための離乳食相談、及び試食を取り入れた事業を実施いたしました。

障害福祉につきましては、障害者自立支援法が18年4月1日から施行され、身体・知的障害者に加え精神障害も同じルールによって一体的にサービスが提供されるようになりました。また、障害者施策の基本方針を定める基本計画と、事業量など具体的な数値を定める障害福祉計画から成る「柴田町障害者福祉計画」を策定いたしました。さらに、町が支援した知的障害者通所授産施設「くりえいと柴田」が7月に開所いたしました。障害を持つ方々が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、社会参加を促進するための支援事業を実施してまいります。

高齢福祉・介護保険については、在宅サービスを中心に利用者が急激に拡大する中、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして着実に定着してきました。17年度の改正介護保険法に基づき、18年4月から要介護度が軽度の方を対象として、介護予防を重視した「新予防給付」や、高齢者の生活機能の維持・向上を図る「地域支援事業」が創設されました。高齢者の「自己実現」や「生きがい」を支え、介護予防を重点に介護保険サービスの充実を図りました。また、介護予防の一環として、介護予防リーダーの養成、ダンベル体操の普及事業や、転倒によ

る骨折予防のための「ころばぬ先の元気塾」、認知症の予防のための「お達者塾」を実施いたしました。

保健事業につきましては、生活習慣病予防等の健康事業や各種健康診断を実施し、健康で長生きする方策として、健康管理と健康づくりの環境整備づくりに努めました。特に、「カッコよく、元気で、楽しく」を合言葉に、県のモデル事業として、おおむね60歳以上の方を対象とした「6区ハッスルクラブ」を実行委員会とともに実施しました。住みなれた地域でいつまでもいきいきと自分らしく生きていくことができるよう、地域の皆さんが一緒になって健康づくりに取り組みました。

環境保全につきましては、地域活動の充実、人材の養成と活用などが必要であり、さまざまな環境問題に対応していくため「柴田町環境基本計画」の内容について、町民、事業所、各種団体などに周知と理解を図るためのPRに努めました。その一環として18年度も「環境フェア」を開催し、地域環境力の醸成と向上を図りました。

ごみ処理については、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から、資源の再利用を推進する循環形社会へと転換し、ごみ排出の抑制と環境に対する意識の変革を促すため、施設見学の実施や町広報紙でごみ減量化の特集を組むなどして意識改革に取り組みました。

防災については、9月から10月にかけて大雨による土砂崩れや低地部が冠水する等の災害が発生しました。このような災害時の被害を最小限度に食いとめるために、地域での助け合いなど住民一人一人の果たす役割が重要であることから、「自主防災組織」の育成に努めました。未結成地区については今後とも結成に向け支援してまいります。

防犯、交通安全については、交通安全教室の推進を図り、安全で安心なまちづくりを推進する「交通安全条例」の制定に取り組みました。また、夜間の防犯対策として、防犯灯の新設や改良を対象として各行政区に補助金を交付する「防犯灯設置費補助金交付要綱」を制定いたしました。今後とも地域住民、交通、防犯組織関係団体と行政が連携して、交通事故防止、犯罪抑止に努めてまいります。

道路整備事業につきましては、町が進めておりました「都市計画街路新栄通線」が、17年から本格的な工事が始まり、18年度予算で5億9,000万円余りを費やし、19年4月1日に開通いたしました。既に完成している都市計画道路大沼通線と相まって今後の町の発展に大きく寄与するものと思っております。また、県事業の主要地方道亘理村田線は早期完成を県に要望するとともに、老朽化が進む白幡橋の橋梁架け替え整備についても積極的に要望しております。二本杉町営住宅建替事業は、当面、住宅建設などの大型事業を休止し、建替事業の今後の進め方

について国及び県と協議を進めながら事業計画の変更を行いました。

商工関係については、国内経済の動向が、景気回復を示す各種指標によると、多少の広がりを見せるデータもあり、穏やかながら景気回復の兆しが見受けられるようになってきました。しかし、中央と地方では景気回復に時間差があり、中央だけの「限定的景気回復」というのが実感であります。このような中、町では柴田町らしい「魅力ある産業の創出」を図るため、「しばた商工振興ビジョン」の推進に努めております。観光事業の振興については、二大イベントである春の「桜まつり」、秋の「菊の祭典」を開催いたしました。「桜まつり」を中心に年々大型バスによるツアー客も多く訪れるようになり、スロープカーの利用者も前年度と比べ2,400人の増となりました。

農業振興につきましては、平成19年度産米から、農業者、農業団体が主役となる新たな需給調整システムへ移行し、「米政策改革大綱」による水田農業構造改革対策が3年目となり、売れる米づくりに取り組んでまいりました。さらには、町の園芸作物の基幹作物である輪菊と鉢花、その他軟弱野菜、畜産等が継続的に生産できるよう関係機関と協力するとともに、転作の集団化を図ることにより大豆、大麦等の高生産性と高品質化を目指しました。「太陽の村」は、都市と農村の交流拠点として自然と触れ合える場を提供し、イベントとして「しばたコメまつり」や「しばた新そばまつり」を開催して、地産地消を奨励することにより好評を博しました。また、「手打ちそば教室」や「手打ちうどん教室」などの講習会も実施いたしました。農業生産基盤の整備については、県の事業であります槻木地区の圃場整備事業や四日市場湛水防除事業の促進に努めました。

学校教育については、学力低下への対応策として、基礎・基本的な知識、技能の定着に努めました。また、「国際交流チャレンジ学習事業」の一環として、7月にシアトルのエクスタイン・ミドルスクールの生徒15名をホームステイで受け入れ、本町中学生との国際交流を図り、世界に対する興味と理解を深めました。また、「ネットワーク配信コンテンツの活用推進事業」を継続し、地域イントラネットにより、ネットワーク配信型の民間教育用コンテンツを小・中学校の授業に取り入れ、これからの情報化社会に適用できる人材の育成を図りました。さらに、東船岡小学校では、国のモデル事業の指定を受けて、保護者と地域住民等の学校運営の参加促進や連携強化を進める「コミュニティ・スクール」を導入しており、先進的な事例として全国から注目を受けました。

生涯学習関係については、「スポーツ振興室」の新設など組織を再編し、より組織機能を明確にするとともに、予算執行の一元管理による事務の合理化を図りました。生涯学習センター

を拠点に、町民の学習要望や地域の課題等を把握し、これら要望課題に関する学習情報を発信して、生涯学習施設や地域における学習事業の充実に努めました。さらには、県からの委託事業であります槻木小学校区を対象とした「コラボスクール推進事業」を実施し、子供たちの学習活動を支援しております。

スポーツ振興については、スポーツ都市宣言の趣旨を踏まえ、町民がそれぞれのライフステージにふさわしいスポーツに親しむ環境の整備と効率的な運営に努めました。また、いつでも、だれもが、いつまでも楽しめるスポーツ、レクリエーション活動の支援と各サークルやスポーツ団体の育成に努めました。特に、健康づくり、介護予防の観点から「ウォーキング講座」「ウォーキング大会」や「仙南総合プールを活用した水中トレーニング教室」などを開催し、町民が楽しみながらできる体力づくり活動を実施いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。主たる事業は、保健事業と医療費の適正化事業などです。高齢化や最先端高度医療法の確立により、医療費は年々増加の一途をたどっており、疾病の予防と早期発見、早期治療を推進しながら医療費の抑制を図りました。さらに、保健事業の「ふれあい教室」、総合健康指導事業として「高齢者健康教室」、医療費適正化特別対策事業の「8020運動」などを推進いたしました。

老人保健会計は、75歳以上と65歳以上で一定の障害がある方に医療費を支給する制度ですが、1人当たりの医療費が少しずつ増加していることから、抑制を図りつつ老後における健康の保持と適正な医療費の確保を図りました。

公共下水道事業は、人間の生活または生産活動に起因する汚水を排除及び処理するための施設であり、あわせて水質汚濁の防止を目的としております。今や必要不可欠な都市施設であり、18年度は清住町、船岡新栄、東原前、船岡東、東原町、七作、槻木駅西、舘前、東船岡地区などの整備を施工いたしました。整備面積は678.2ヘクタールとなり、処理区域内人口2万7,673人に対する普及率は70.5%となりました。引き続き町民の整備促進の要望にこたえながら効率的な工事の整備に促進に努めます。また、処理区域の水洗化促進を図るため、水洗便所改造資金の利子補給を継続して実施しております。

介護保険事業については、国民からの保険料を財源として、社会全体で高齢者や要介護者に介護サービスを提供するという社会保障制度であり、給付と負担の関係が明確になっております。今後も高齢化に伴い介護を必要とする方がますますふえていくと予想されますので、施設整備の促進を進める一方、待機者の解消に努めるとともに、介護が必要な方だけでなく介護する家族の負担軽減に努め、サービスの充実と制度の円滑な運営と事務処理を図りました。

最後に、水道事業会計について申し上げます。水道事業は、住民生活に直結した公衆衛生に不可欠な事業であり、安全・快適な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うことが必要であり、実施計画に基づき施設の統廃合を含めた整備を進めております。18年度では、配水管の延長整備、老朽管の布設替えなどを継続して施行してまいりました。水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、生活環境の改善に寄与することを認識し、さらに公営企業の原則に沿ってその規則のある運営基盤の強化に努めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的な内容などにつきましては、「各会計決算書」及び「主要な施策の成果と予算の執行の実績報告書」を参照していただきたいと思っております。

なお、決算の総括概要につきましては、会計管理者が説明いたしますので、ご審議の上、各会計決算についていずれも認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。登壇を許します。

〔会計管理者 登壇〕

○会計管理者（平間春雄君） 平成18年度柴田町一般会計及び各特別会計決算の総括的概要を申し上げます。

ただいま町長が提案理由を申し上げました認定第1号平成18年度柴田町一般会計歳入歳出決算を初め、認定第2号から認定第5号までの各特別会計について、会計管理者として取り扱っております柴田町の普通会計の平成18年度決算につきまして総括的概要をご説明申し上げます。

お手元に配付いたしました決算書は、平成18年度柴田町の予算にかかわる収入と支出の金額を出納閉鎖日であります平成19年5月31日で締め、慎重かつ正確に取りまとめたものであります。7月27日に会計管理者から町長に提出し、町長から監査委員の審査に付していただきました。その後、8月27日付で監査委員から町長あてに審査意見書の提出があり、その中で「平成18年度の審査に付された一般会計並びに各種会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めた。また、各種基金の運用状況についてもいずれも適正に運用され、かつ計数的に正確であることを確認した」と、審査結果のご意見をいただいております。

ただいまよりこの決算書を作成いたしました会計管理者の立場から、平成18年度歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げますので、認定につきましてよろしくようお願い申し上げます。

平成18年度の年次経済財政報告によれば、「日本経済は2002年初以来4年以上にわたり持続的な景気回復を続けている」という報告が出されておりますが、まだまだ地方に暮らす者の実

感としては必ずしもそのような状況にはないと感じるのが実態であります。

このような社会経済状況にあって、柴田町の歳入において全体の約 36.62%を占める町税は、調定額が若干減少しているものの、収納率においては、前年度 93.30%に対し 93.35%と税を徴収する職員の努力が見られるところでございます。今後もより一層の収納率向上に努めることが重要であると考えております。

また、歳入の約 22.08%を占める地方交付税につきましては、交付税制度そのものの見直しを進める中で、前年度に比べて約0.75%、1,839万1,000円の増収となりました。厳しさを増す歳入面において大変貴重な増収額であり、今後の交付税制度の推移に期待するものであります。

この町税と地方交付税が町の歳入の 58.70%を占め、根幹をなす主要財源となるものでございます。

各種基金につきましては、財源の調整と確保を図り、歳入予算計上どおりの予算確保ができました。

また、平成17年4月からのペイオフ解禁にあわせ、公金預金の管理につきましては、決済性預金の運用を含めて預金と借入金のバランスを検討しながら、慎重かつ安全な公金運用に努めてまいりました。今後も金融機関の経営状況の把握と公金預金の保護方策に十分配慮していきたいと思っております。

次に、お手元に配付いたしました認定第1号から認定第5号関係資料により、平成18年度一般会計決算並びに特別会計決算についてその概要を申し上げます。

まず、決算の規模であります。資料No.1の「平成18年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表」にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算額は 111億 5,502万 3,500円で、前年と比較しますと 1億 2,206万 4,500円、1.08%の減となりました。歳入決算額は 111億 7,344万 3,852円で、前年度比較で2.52%の増となりました。歳出決算額は 110億 8,746万 8,741円となり、前年度と比べて2.50%の増となりました。歳入歳出差引残額は 8,597万 5,111円であります。

下の欄の「一般会計決算収支の状況」表で説明いたしますと、(C)欄は、ただいま申し上げました歳入歳出決算残額の形式収支で 8,597万 5,111円です。(D)欄につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源であり、824万 3,000円は後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業と農林水産施設災害復旧事業2件分の一般財源の合計額であります。この額を差し引きました(E)欄の実質収支額は 7,773万 2,111円となり、これが平成19年度

へ繰り越される歳計剰余金であります。

ただし、平成18年度の歳入決算額の中には平成17年度の歳計剰余金 6,559万 1,541円が含まれておりますので、この額を差し引いた平成18年度だけの歳入歳出を見た場合、(F)欄に記載のとおり、単年度収支は 1,214万 570円となりました。

(G)欄の基金積立額 3億23万 4,758円は平成18年度中に財政調整基金に積み立てした額で、(I)欄の基金取り崩し額 3億円は同じく平成18年度中に取り崩した額ですので、単年度収支と基金との合計額の実質単年度収支は 1,237万 5,328円となりました。

これは、平成18年度の予算の中で、税収の落ち込みや国・県からの交付金の減額分について、財政調整基金の取り崩しを行ったものの、徹底した事業の見直しや経費の節減に努め、同額を積み立て、次年度以降に備えた内容の決算になったものと見ております。

次に、特別会計に入りますが、国民健康保険事業特別会計の歳入決算額は34億 557万 9,305円で前年度比 12.56%の増、歳出額は32億 5,548万 4,262円で前年度比8.89%の増で、歳入歳出差引残額は 1億 5,009万 5,043円となりますが、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業費 1,220万円が繰越明許費として翌年度に繰り越すべき一般財源でありますので、これを差し引いた 1億 3,789万 5,043円が歳計剰余金として平成19年度への繰越金となりました。老人保健特別会計は、歳入決算額が29億 6,476万 8,500円で前年度比2.85%の減で、歳出決算額は29億 4,001万 1,768円で前年度比1.80%の減となり、歳計剰余金の 2,475万 6,732円が平成19年度への繰越金となりました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は16億 5,411万 1,875円で前年度比5.39%の増となり、歳出決算額は16億 4,288万 3,531円で前年度比5.37%の増となりましたので、歳計剰余金 1,122万 8,344円が平成19年度への繰越金となりました。

介護保険特別会計の歳入決算額は16億 3,902万 3,050円、前年度比6.33%の増となり、歳出決算額は16億 689万 3,137円で前年度比5.42%の増で、歳入歳出差引残額は 3,212万 9,913円となりますが、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業費98万 7,000円が繰越明許費として翌年度に繰り越すべき一般財源でありますので、これを差し引いた歳計剰余金は 3,114万 2,913円となり平成19年度への繰越金となりました。

以上、特別会計の合計が歳入額で96億 6,348万 2,730円、歳出額94億 4,527万 2,698円となり、一般会計と合わせますと歳入決算額で 208億 3,692万 6,582円、歳出決算額で 205億 3,274万 1,439円となりました。

前年度の合計額と比較しますと、歳入額で3.73%、歳出額で3.27%の増額となりました。ま

た、備考欄記載の歳計剰余金総額 2 億 8,275 万 5,143 円が平成19年度への繰越金となり、すべての会計で黒字決算となりましたことをご報告いたします。

資料No. 2は、過去13年間の一般会計決算収支額状況の推移を示しております。

資料No. 3は、平成18年度の柴田町一般会計歳入歳出款別内訳書であります。

資料No. 4は、平成18年度の各種基金、積立状況をまとめたものであります。資料として参考にごらんください。

以上、平成18年度柴田町一般会計並びに四つの特別会計の歳入歳出決算につきまして概要を申し上げましたが、厳しい財政運営の中で、会計管理者が取り扱っております普通会計のすべてにおいて歳計剰余金が出ましたことを改めてご報告いたします。

なお、各事業の詳しい執行内容は、決算書事項別明細書並びに実績報告書を参考としていただきたく、ご審議を賜り、すべての会計につきましてご認定賜りますようよろしくお願いいたします。まして、決算概要説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 続いて、監査委員より審査の報告を求めます。齋藤代表監査委員の登壇を許します。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（齋藤勝郎君） 監査委員から決算審査についてご報告をいたします。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項並びに地方公営企業法第30条の規定により、町長から審査に付されました平成18年度各種会計決算及び基金運用状況につきましては、平成18年度各種会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、その他関係諸帳票等について、既の実施いたしました例月出納検査及び各種監査の結果をも参照し、慎重かつ詳細に審査を行いました。

必要に応じて関係者からの資料の提出と説明を求め、その実態の把握に努めながら確実に期し審査を実施しました。

審査に付されました一般会計並びに各種会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していることを認めました。

また、各種基金の運用状況につきましても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認しました。

なお、今後の行財政の運営に当たりましては、次の事項について改善を要するものと思われ
ます。

（1）町税及び国民健康保険税の収入率は、前年度と比較して上昇したものの、滞納繰越額は

多額に上っております。また、その他の主な使用料等の収入率を前年度と比較しますと、保育所運営費一部負担金、児童館使用料及び学校給食費受入金において上昇した一方、介護保険料、住宅使用料及び上下水道料金においては低下しており、いずれも多額の滞納繰越額を有しております。

また、これら税及び使用料等に係る不納欠損額の合計額及び滞納繰越額の合計額もそれぞれ前年度を上回っておりますことから、滞納者の資力状況等の調査を徹底し、歳入の確保と負担の公平を図るため、法的手段を含む適切な収納対策等を講じる必要があります。

(2) 補助金の交付に関しまして、年度末に支払う補助金をも概算払いする等そのほとんどが概算払いにより支出されております。概算払いには必要性を精査の上行い、事務の簡素化と予算の効率的な執行を図るべきであります。また、補助金の実績報告書の提出が年度末に集中して行われておりますが、補助金交付規則の規定に従い早期に提出させ、精査の上補助金の額の確定等を行うべきであります。

(3) 観光事業推進貸付金は、返済期限を大幅に遅延して返済されておりますので、貸付契約どおり返済期限を厳守させるべきであります。

(4) 水道事業会計は、前年度に引き続き純損失の計上となり、純損失額も拡大しております。水源切りかえに伴う受水費の増加に加え、減価償却費の高どまりが当分続くと見込まれます。一方、有収水量はここ数年減少傾向にあり、急激な回復も見込めないと考えられますことから、有収率の向上や一層の経費節減等、節水型社会に対応した経営の効率化にさらに努める必要があります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件は一括議題でありますので、一括といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

質疑を行います。質疑ありませんか。11番太田研光君。

〔11番 太田研光君 登壇〕

○11番（太田研光君） 総括質疑に参加させていただきます。

1. 行財政改革について。国の三位一体改革が進められ、柴田町でも行財政改革が急務となってきました。18年度後半には、町当局は財政再建プランを作成し、町内の13会場で再建プラ

ンに対する住民懇談会を開催し、財政改革の方向づけがなされました。財政再建プランは19年度予算にも反映され、現在行財政改革の事業が進行しております。再建プランの途中ではありますが、今後どのように展望されているかをお伺いいたします。

2. 税の徴収について。徴収に携わる関係者の努力によって税金の収納率は前年に比し、18年度は向上しているのは明らかであります。しかしながら、不納欠損額が町民税で 1,680万円、固定資産税で 1,205万円、都市計画税で 231万円、住宅使用料で 185万円、学校給食費徴収金 189万円等、それぞれの事情はあるにしても不納欠損とならないよう早期の徴税努力が一層必要ではないかというふうに思っています。

3番目は、住民自治基本条例についてであります。住民自治基本条例であります、18年度町民に提案し、町民を集めてその作案を進めております。住民自治基本条例をつくるにしても、まずどういう町をつくるのか、それがまず大事だと思っております。どういう町をつくるかということは、町当局と議会と住民とがお互いに意見を出し合って方向性を決めることがまず必要ではないかと思っております。まちづくりの方針を町当局、議会、住民の3者が決めないで、町当局が条例づくりを町民に丸投げしていることは余り責任のあることではないのではないかと思っております。

4番目、コンパクトシティ構想についてです。町長は着任以来、町のコンパクトシティ構想を唱えておられました。コンパクトシティ構想では、確かに歩いて暮らせるまちまちの生活スタイルを描いているようですが、なかなかその実像が見えてきません。地域づくりは人づくりとも言われているように、有能な人材の発掘に努め、その人材を中心とした特徴のある「まちづくり」とはならないかというふうに思っています。以上であります。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 太田研光議員、大綱4点ほどございました。随時回答してまいります。

まず、第1点目、財政プラン関係でございます。

行政、議会、町民が一体となって策定した財政再建プランは、5カ年で14億円余りの財政効果を生み出すプランであり、計画どおりに推移できれば財政危機を必ずや回避できるものと考えております。30項目につきましては、19年度予算に反映し実施しておりますが、残りの17項目については、開始時期がずれ込んだり、見直さなければならないものもあります。

現在、企画財政課を中心に進捗状況や課題等について取りまとめ中であり、全庁挙げて実施に取り組んでいるところでございます。

今回、地方交付税が柴田町では前年度対比で約 9,800万円の増額になったことによって、財政調整基金と減債基金合わせて5億 5,000万円となり、資金繰りに一息つくことができました。20年度の地方交付税が今年度と同じように確保できることになれば、財政危機回避の道筋はさらに確かなものになると思っております。しかし、実質公債費比率がワースト2を占めている状況にあることから、今後も厳しい財政運営を覚悟しなければなりませんので、財政再建プランだけでなく、より一層の事務事業の検証に努め、さらには財政状況の的確な把握を行い、早期に健全財政になるよう努めてまいります。

次に、税の徴収でございます。

町税の不納欠損額が多額となっているので、早期徴収努力が必要ではないかということでございます。

町税の徴収につきましては、納税相談により分納誓約による定期的分納の奨励を行っております。また、納税相談に応じない者あるいは分納誓約違反には、給与差し押さえ予告を初め、預金等の差し押さえ処分を執行し、滞納繰越分の縮減に努めております。滞納者の中でも資力がありながら納税に非協力的な滞納者については、仙南地域広域行政事務組合滞納整理課へ徴収委託をし、滞納者の資力に応じた滞納処分を行い、滞納額の縮減に努力していただいております。

今後も引き続き滞納者の納税相談の強化を図り、計画的分納の促進を図るとともに、納税に非協力的で担税力のある者に対しては、その資力に応じた滞納処分も執行しながら滞納額の縮減に努めてまいります。同時に、無財産、生活困窮、所在不明、あるいは今後とも納税するだけの収入及び財産の換価等が見込めない者については、地方税法に基づく不納欠損処分も随時実施しながら納税整理に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、住民自治基本条例についてでございます。

戦後日本の国の基本的なあり方、統治の仕組み、国民の権利と義務等を定めたのが憲法でございます。憲法を基本に時代時代の経済、社会的な変化の中でどのような国づくりを進めるべきか、その進むべき目標がまず掲げられ、それを全国総合開発計画にまとめ政策が展開されてまいりました。例えば所得倍増計画であったり、国土の均衡ある発展であったり、安倍総理の「美しい国づくり」だったりしたわけでございます。

しかし、中央集権が行き詰まり地方分権が進んでいく中においては、まちづくりに関して住民の意見を積極的に取り入れていくことが重要になってきております。これは執行部も議会も

同じでございます。その場合に必要なのは、柴田町のまちづくりの主体は住民であることを明確にし、住民が積極的にまちづくりに参加できるよう共通したルールを持つことが必要でございます。まさに住民自治基本条例は自治体の憲法に当たるものでありますが、住民が主体的に住民自治基本条例づくりにかかわり、自治意識を高めていくことでさらなる柴田町の発展につながっていくものと考えております。

柴田町のまちづくりの基本方針については、既にコンパクトシティ構想としてまとめ、後期の柴田町新長期総合計画に位置づけております。改めてまちづくりの基本方針について具体的な提案があるなら当然検討すべきではありますが、それと同時に作る会の人たちがどういうことを考え、行政や議会に何を求めているのか、条例の素案づくりに向けてどのような内容を盛り込もうとしているのか、議員として一度は話し合う機会を持っていただけないものかと考えているようでございますが、いかがでしょうか。

現在、作る会は策定のプロセスを大事にしなが、みずから地方自治やまちづくりについて学習し、自治の心をはぐくみながら条例の素案づくりを毎週1回集まって行っております。作る会より条例素案が提出されましたら、行政側でこの素案をもとに、最終的には首長の責務としてよりよい条例案を議会に提案してまいりたいと思っております。

町民には意思形成過程に参加していただいているもので、町民に丸投げしているわけではないことをご理解いただきたいというふうに思います。

4点目、コンパクトシティ関係でございます。

「コンパクトシティ構想」の背景には、今後、我が国は少子高齢化社会に対する対応、中心市街地の空洞化、水や食料資源の枯渇や公共施設の低下などにより衰退化していくことが懸念されることから、成長発展から持続的発展に政策転換を行う必要がございます。そのまちづくりの活性化の一方策としてコンパクトシティの推進が今国を中心に柴田町でも考えているところでございます。

その実現に当たっては、自立した市民社会の構築に向けた住民、民間企業、NPO等さまざまな担い手との協働によるまちづくりが重要であり、住民、民間企業、NPO等が主体的にまちづくりに参加していただく仕組みづくりや、まちづくりを担っていただく有能な人材や団体の育成が必要でございます。

議員がおっしゃるように、「まちづくり」は「人づくり」と言われます。町長に就任以来、住民と協働のまちづくりを基本に据えたまちづくりを推進してまいりましたが、バンドフェスタ、槻木のメタセコイヤの奇跡、菊の会による菊花展、レクリエーション大会の各体育協会主

管による大会運営、商店街主催によるまつりの開催、北船岡地区の景観をよくする会の活動など、住民が主体になった地域づくりの輪が着実に広がっております。なお一層住民、民間企業、NPOなどが地域や団体で活動していただくための支援やリーダーの育成に努めなければならないと考えております。そのためにも行政や地域の力を発揮できる住民自治のさらなる強化を進化させるとともに、職員の「地域と町民を巻き込んだ」まちづくりをコーディネートできる能力の向上研修を充実してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん、許します。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

○7番（白内恵美子君） 今定例会は台風9号による停電で幕をあげ、台風4号による災害復旧の専決処分や補正予算、災害対策についての一般質問が集中して行われるなど、まさに災害議会となりました。便利な生活になれ切っている私たちですが、温暖化に苦しむ地球の声にもっと耳を傾けるべきではないでしょうか。今後柴田町において災害防止やもったいない運動が大きく広がることを期待しています。

それでは、総括質疑に入ります。

1点目、財政状況について。

平成18年度は予算編成の段階から非常に厳しい状況でしたが、財政分析の数値がそれを如実に示しています。実質収支比率 1.1%、経常収支比率94.8%、実質公債費比率は18年度単独で見ると23.6%など、財政の硬直化は深刻な状況です。そのような中で、実質単年度収支が1,237万5,000円の黒字になったことを評価したいと思います。また、地方債現在高比率は15年度 210.5%から18年度 191.9%へ、将来にわたる財政負担は15年度 267.0%から18年度 228.6%へと着実に借金が減っているのはうれしい限りです。

18年度に作成した「財政再建プラン」は、職員削減や職員の給料カット、住民へも我慢を強いるなど厳しい内容となりましたが、柴田町の財政危機を救う上で重要な意味を持つと実感しています。

1) 実質公債費比率が18%以下になり、新たな事業に着手できるのは何年度からでしょうか。学校の校舎・体育館の建て替えや改修は、すぐにでも取り組まねばならない事業です。住民待望の図書館建設も計画に入れねばなりません。現在の苦しい状況から抜け出した後の夢の持てる事業展開を住民に示すべきではないでしょうか。

2) 監査委員の審査意見に沿って伺います。介護保険料、住宅使用料、上下水道料金の収入率低下、不納欠損額の合計額及び滞納繰越額の合計額が前年を上回っていることが指摘されて

います。滞納者の資力状況の調査はどこまで行っているのか、法的手段を含む適切な収納対策を講じるべきではないでしょうか。

3) 補助金交付についてなれ合いで行っているのではないかと。本来、年度末に支払う補助金を概算払いにより支出しているのはなぜか。事務の簡素化と予算の効率的な執行を行う上でも補助金の実績報告書を早期に提出させ、精査の上で額の確定を行うべきです。今後、補助金のあり方について徹底した議論が必要ではないでしょうか。

4) 観光事業推進貸付金が返済期限を大幅に過ぎて返済されているのはなぜか。貸付契約どおり返済期限を厳守させるべきではないでしょうか。

5) 水道事業会計では、年間配水料が 6.8%減少し、有収率は85.1%と低いままです。また、山田沢浄水場からの浄水中止により、仙南・仙塩広域水道からの受水量が19.4%増加し、その結果として原水及び浄水費が 9.7%増となりました。前年度と比較し大幅な赤字となり 7,472万 7,000円の純損失が発生しています。今後、住民の節水はますます進むと思われ、有収率の向上や経営の効率化が必要ですが、どのような対策を考えているのでしょうか。

2点目、災害対策について。

地球温暖化が進み、世界の至るところで災害が起きています。大地震や大雨をとめることはできませんが、災害をできるだけ小さくする「減災」は可能です。災害から住民の命と生活を守ることは行政の最大の責務であり、これからのまちづくりは「災害に強いまち」を目指すことが必要です。地震災害・水害に対する町の長期計画について伺います。排水路の整備、雨水排水の整備、避難所の整備について、いつまでにどこまで行うのか、期限、規模、内容を示してください。

3点目、地域防災の強化について。

各行政区で自主防災組織が立ち上がっていますが、防災に対する温度差はさまざまです。高い確率で起こると言われる宮城県沖地震ですが、災害に対する十分な対応のできる知識を備えることで損害を大幅に軽減させることができます。災害に対する備えは物だけではありません。人の備えも必要です。役場や地域で防災のリーダーとなる人材の育成が急がれます。NPO法人日本防災士機構の「防災士」資格取得を進めるべきではないでしょうか。

また、防災に対する一般質問の答弁では、地震が当分起きないことを前提としていましたが、災害に対する町の認識不足を強く感じました。大地震はあすにでも起こるかもしれないのですから、避難所への備蓄は大至急行わねばなりません。今年度の地方交付税が増額になった分を防災の予算に充てるべきではないでしょうか。平成20年度で予算化するつもりなら、事防

災に関しては一日でも早いにこしたことはありません。財政調整基金に積んで貯金ができたと喜ぶよりも、災害時の必需品の完備と避難所の改修や整備にお金を使う方が住民の安全・安心につながると思います。今、最優先すべきは災害時の住民の命と生活です。

4点目、子育て環境の充実について。

少子高齢化が進み団塊の世代が定年退職を迎えている現在、働き手の減少による経済の停滞が心配されます。これからは今まで以上に女性の労働力が求められています。

子育て中の若い世代がどこに住むかを考えるとき、子育てサービスや教育環境の充実していることが第一条件となります。特に女性が働き続けるためには、保育所や児童クラブが質の高いサービスを行っていることが大切です。安心して子供を預けられる職員がそろっているか、保育内容は充実しているか、建物は快適かなど、子育て環境が整っているかどうかが大きなかぎです。

また、教育環境の整備も重要です。1日の大半を過ごす校舎は快適であってほしいとだれもが願っています。「子育てするなら柴田町へ」と胸を張って言えるような環境整備が必要です。保育所、幼児型児童館、むつみ学園、小・中学校など、施設の改修や建て替えについての長期計画をお聞きします。また、児童クラブの部屋がかなり狭いところがあります。子供が伸び伸びと放課後の時間を過ごすためには部屋の拡張が必要ですが、どのような計画でしょうか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の大綱4点ですか、お答えしてまいります。

まず1点、財政状況についてでございます。

平成25年までは公債費が16億円前後で推移することから、実質公債費比率は平成23年度までは今年度に近い20%台で推移し、平成24年度に18%台になると推計しており、18%を切るのは早くても平成27年度前後になると考えております。

今後も厳しい財政運営、予算編成を余儀なくされます。今年度中に待機している事業について全庁的に洗い出し、財政と整合性をとりながら優先順位をつけ「10カ年計画」を策定し、議会と町民の皆様にお示ししたいと考えております。

新たな事業に着手する年度ですが、今後財政運営の基本である「入るをはかって出るを制する」といった財政規律が働き、また、地方交付税が今年度より大幅に底割れしないという前提であれば、例えば耐震にかかわる学校の校舎、体育館の建て替えについては実質公債費比率が18%

を超えていても、県の起債が許可されるのではないかというふうに思っております。私としては、平成23年度から随時着工できるよう、さらなる行財政改革を徹底してまいりたいと思います。

2点目、介護保険関係、滞納ですね。

監査委員の審査意見書のご指摘どおり、介護保険料、住宅使用料、上下水道の収入率が低下し、さらには不納欠損額の合計額及び滞納繰越額の合計額もそれぞれ前年度を上回っております。町税、国民健康保険税を初め使用料、負担金等においても、催告、督促はもちろんのこと、滞納者に対しては納税・納付相談を実施し、自宅や勤務先への電話催告、夜間や休日の臨戸徴収など、収納率向上に向けて日々努力をしているところでございます。

さらに、町税や国民健康保険税につきましては、悪質な滞納者に対しては資力状況の調査として、勤務先調査や給与所得の調査、土地・建物等資産状況の調査、預貯金の残高照会や差し押さえを行う一方、滞納者本人には給与の差し押さえ予告の通知や確定申告時の所得税還付金の差し押さえを行うなど、さまざまな徴収対策に努めているところでございます。

住宅使用料については、収入の少ない高齢者、生活困窮者世帯には町営住宅条例により減免措置、分納などで対応し、悪質な滞納者には訴訟手続による明け渡し請求をしております。また、保証人に対しても未納額についての連帯債務、連帯責任等の説明をするとともに、未納者に対する納付協力の依頼や代理納付についても協力を求めているところでございます。

介護保険料は、保険給付の制限という形で滞納対策を行っており、1年の滞納で「保険給付の償還払い化」となり、2年を越える滞納では「本人負担が1割から3割へと給付減額措置」となります。

未納債権は2年で時効消滅となりますが、滞納の記録は10年間保存され、滞納期間に応じた保険給付が制限されます。制度に基づく厳正な運用により滞納の縮減に取り組んでおります。

さらに、上下水道料金未納者に対しては、日常の生活に欠くべからざる水道の給水停止の措置を定期的に行い、料金納付に向けた措置を講じているところでございます。

これら滞納者に対する法的手段といたしましては、前にも述べましたが、預貯金や給与の差し押さえ、所得税等の還付金の差し押さえ、土地・建物等の不動産の差し押さえを執行、また、町税及び国民健康保険税については、仙南地域広域行政事務組合滞納整理課に滞納者の徴収委託を行うなど、町税を初め使用料、負担金等のすべての滞納者に対して、さらに一段と厳しい措置を講ずるよう努めているところでございます。

次に、補助金についてでございます。補助金については、昨年、財政再建プランに基づき

抜本的な見直しを実施いたしました。その見直しにおける基本的な考え方は、これまでも削減しており、これ以上の削減は補助団体の活動存続に大きな影響を与えるとの判断から、補助金の継続か廃止かを前提とした「ゼロベース」を基準としたものでございました。

具体的には、各種補助団体ごとに事業の目的、補助の実績、収支状況、町の負担率、今後の方針、そして公共性・行政関与・実施主体・事業成果の妥当性など、各種補助団体の実情を把握して総合的に判断しながら見直しを図ったところでございます。

財政再建プランの補助金削減を含めた 126件について検討した結果、削減効果として33件、1,629万 2,000円に上りました。そのうち9件、38万 5,000円が廃止・休止としたものです。

財政援助団体等に係る監査においても、概算払いは必要なものに限り行うべきであると指摘を受けているところであり、対応として、補助事業の内容に応じて、概算払いが真に必要とする事業なのか、概算払いが可能な事業なのかを勘案して執行に当たるよう各課に徹底し、事務の適正化を図ってまいります。

補助金のあり方については、毎年度予算編成時にゼロベースからの見直しを行います。地区への総合補助金等、議会や町民の皆様の見解をいただきながら、抜本的に補助金のあり方について議論を深めてまいります。

次は、観光事業貸付金の問題です。

柴田町観光協会への貸し付けにつきましては、毎年度町と観光協会が貸し付けに係る契約を締結し、観光事業の推進を図るための資金として 3,000万円を貸し付けしていたところでございます。

平成18年度観光協会への貸し付けの貸付期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとなっております。貸付金に対する利息はなしであり、貸付金の返済及び支払いについては、観光協会は町が発行する納付書により、返還期日に町の指定する場所に納付するものとなっております。

平成18年度支払いが事務手続のおくれから、本来、平成19年3月31日までの返済期限でありましたが、平成19年5月24日と大幅におくれたものであり、今後、貸し付けに関する契約どおり返済期限を厳守するよう指導してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、水道関係でございます。

水道事業における給水収益は減少の決算状況ではありますが、これは大河原町の分水中止による減少と、町民及び大口利用者の節水対策、節水機能設備の普及が要因であります。

使用者の利用件数はわずかながら年々増加しているものの、使用水量については増量の見込みは望めない状況となり、より一層の経費節減、経営効率化の徹底に努めなければならないと考え、水道使用料の料金の早期回収、滞納繰越への減額対策として督促、催告、給水停止執行に至る一連のサイクルを見直し、短期間のうちに料金の回収が図れる事務処理を実施しているところでございます。

また、有収率の向上に向けては、経年劣化した老朽管の早期布設替えとともに、耐震性の強い配水管にする改良工事を年次計画のもと施工し、漏水対策につきましては、多発地区における配水管の布設替え、漏水情報に対する早急な対応をとり、むだ、不用な流水を短期間のうちに復旧できる体制を整えて、より安心して安全な給水を継続できるよう企業経営の健全化に努めてまいります。

次は、災害対策でございます。

本町は、阿武隈川と白石川との合流地点に位置しており、小河川や用排水路、市街地の下水路が数多くございます。最近では予想を上回る集中豪雨が起きており、本町における災害に対して危惧しているところでございます。しかし、多様な災害すべてを想定しての抜本的な対応は、たとえ財政状況が好転した時点においても非常に難しい部分があると考えております。まず、災害をできるだけ小さくする減災や大雨などによる浸水被害の軽減などの未然防止対策は、可能な限り確立していきたいと考えております。あわせて緊急避難的な応急対策はこれまでどおり迅速な対応を図っていきたいと考えております。

槻木地区につきましては、22年度に四日市場排水機場が完成することから、ある程度槻木地区の水害は解消できるというふうに思っております。西住地区は鷺沼排水区雨水計画により順次整備に向けて検討を重ねてまいります。また、槻木西三丁目、船岡西二丁目、西住の常襲地帯につきましては、ポンプの設置や道路のかさ上げ等を検討してまいります。既設の水路等については、投資的予算の確保状況に合わせて計画的に実施してまいります。

また、避難所については、現在行っている地域防災計画の見直しにあわせて整備を進めるとともに、地域の自主防災組織と連携をとりながら、運営方法について協議を行ってまいります。

次、地域防災の強化でございます。

自然災害を防ぐことはできませんが、被害を少なくすることはできます。被害を少なくするためには、自主防災組織の果たす役割は大きく、自主防災組織力を高めることが重要であり、その中でもリーダーの防災知識の習得も大きな力であると考えておりますので、自主防災組織へ情報を伝えるとともに、資格を取得していただくよう啓発してまいります。

また、自主防災組織に最低必要な備品等をお知らせするとともに、町としても災害での備品等を精査し、必要なものについては予算化してまいります。

ただ、ここでご理解をいただかなければならないことは、もちろん災害対策の必要性は十分理解しておりますが、しかし、その実行に当たりましては財政規模の範囲内での対応という制約がございます。柴田町が財政危機を招いているのは、収入以上に支出をふやしてきたつげによるものでございます。今回の地方交付税が約1億円ふえ、貯金が5億5,000万円にふやすことができたからといって、これまでと同じように財政支出をふやせば、直ちに財政危機に直面せざるを得ない脆弱な財政であることをご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

財政規律を守り、身の丈以上に水膨れした体を筋肉質の健康な体に戻していくためには、住民にも、議員の皆さんにも、職員にも正しく柴田町の財政の実情を理解していただく必要がございます。これまでの財政再建に向けた努力が水の泡にならないようにするためには、財政の基本的なことを理解し合う必要がございます。現在の住民サービスを維持するためには、毎年2億5,000万円を財政調整基金から取り崩さなければならないこと、現在5億5,000万円しか財政調整基金がないわけですから、平成22年度には赤字予算を組むようになるはめに陥ること、借金をして予算を確保しようとしても、実質公債費比率がワースト2で18%を超えておりますので自由にはなりません。現在の5億5,000万円に手をつけずに予算編成ができるような財政

構造に転換して、住民の不安を払拭していくのが最優先課題だというふうに思っております。

4点目、子育て環境の充実でございます。

子育て支援プロジェクトとして、平成19年度は船岡保育所を4月にオープンし、新たに、保護者の方々から要望が多かった「ゆとりの保育」や午後7時までの「延長保育」を実施いたしました。

また、放課後児童クラブにつきましては、4月から東船岡放課後児童クラブを開設し、槻木放課後児童クラブでは、長期休業日と土曜日の延長保育を試行的に実施するとともに、各児童クラブの受け入れ児童数の増員と職員の増員を図ってきました。

施設の改修、建て替えにつきましては、今後10年間でやらなければならない事務事業で、財政再建との整合性を見ながら優先順位をつける作業を進めております。その中で、保育所、幼児型児童館、むつみ学園、小中学校などの改修、建て替えの年次計画を明らかにしていきたいというふうに思います。

なお、放課後児童クラブにつきましては、特に槻木放課後児童クラブが60名の登録児童に対

し一つの教室しかありませんので、大変狭い状況となっております。教育委員会と部屋の拡張などについて協議を進めてまいります。

また、東船岡放課後児童クラブにつきましては、小学校に空き教室がないことから、船岡生涯学習センターを拠点に保育を行っております。子供が伸び伸びと過ごせるよう専用室の確保や学校へ併設してプレハブを設置できないかなど検討してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君、許します。

〔10番 我妻弘国君 登壇〕

○10番（我妻弘国君） 平成18年度決算総括質疑を行います。

平成19年柴田町議会第3回定例会におきまして、平成18年度柴田町一般会計決算を初めとして、町長の決算説明に基づき総括的に質疑をします。

平成18年度予算では、国の一方的な地方交付税や国庫補助負担金の削減で歳入の大幅減少があり、歳出面では人件費、扶助費、公債費、社会保障関係経費の繰出金などの義務的経費に加え、継続的に取り組んできた大型の公共事業や生活基盤事業、子育て支援、障害者支援、防犯、防災の経費が必要になっていると財政運営の危機を訴えていました。

従来から歳出ありきの予算編成に問題があったと反省し、議会、町民に「財政健全化非常事態宣言」を発し、財政の健全化に努力しました。特にコンパクトシティ初め行財政運営の見直し、安全・安心など5事業の推進を図ったこと、さらに特筆すべき点は、財政再建団体への転落を回避するために、行政と議会が一体となって平成19年度を初年度とした47項目の財政再建プランを作成したことです。

このような町の財政でありましたが、予定されている事業推進に懸命な努力をした執行部と職員の皆さんに敬意を表したいと思います。しかし、この厳しい財政時に、歳出事業の運営が効果的にされているか、また、方向性なども詳細に監査しなければなりません。大きく7点について質疑したいと思います。

1点目、4月1日から障害者自立支援法が施行され、町では「柴田障害者福祉計画」を策定し、町の障害者支援を具体化し、7月には知的障害者通所授産施設「くりえいと柴田」を開所させ、社会参加を促進するための支援事業を実施しており、福祉の町柴田の姿勢が見えるところです。

高齢者ばかりでなく障害者もだれもが住みやすいまちづくりに社会福祉協議会や福祉施設が頑張っております。町には常盤福祉会が槻木に2カ所、船岡に7カ所の事業所運営をし、高齢者や障害者の方々をお世話していただいているところです。特別養護施設などの入所には順番

待ちが多く見られ、早急の施設開所が待たれるところです。施設は本来の介護施設としてはもちろん、高齢者虐待防止や災害福祉施設としても機能し、就業希望者には雇用の場を提供できると考えます。

介護や社会福祉などの住民サービスを効率的に供給できる福祉の町として、施設開所支援をしていく必要があるのではないかと。

2点目、安全・安心の一つに防災があります。人命の安全と減災の役割に地区自主防災組織育成の成果が述べられておりますが、防災の再認識と各地区訓練の必要を感じます。

今回、中越沖地震で柏崎市や刈羽野村の家屋の倒壊の映像を目にしたが、町の園児たちが通う施設、児童・生徒たちの通う学校や体育館の耐震度は大丈夫なのでしょうか。

今回政府は、体育館を含む1万1,600棟を耐震化させると言っていますが、今回の決算説明には耐震施策には言及していません。PFIの専門家であります市川国会議員の講演を聞いたことがあります、制度の研究をして船岡中学校体育館建設、槻木中学校建設に活用する方法もあるのではないのでしょうか。

3点目、観光事業として「桜まつり」「菊の祭典」の二大イベント開催、スロープカー、客2,400人増と報告されていますが、観光事業の曲がり角に来ているときに、これだけの報告では納得がいきません。

春に観光協会の決算報告があり、会長は将来観光協会を民間委託にしてはどうかと18年から内部で検討していると報告しています。当然決算説明には将来の方向性の要旨を述べる必要があるのではないのでしょうか。

さくらマラソンが休止となり、唯一大きなイベントは桜まつりだけになっていますが、仙台大学の学生は日本全国から学びに来ております。最近外国からも見えているようです。澄んだ空気、きれいな水、新鮮な米、日本一の桜、適度な静けさがそろった資源があり、仙台大学と共同で交流人口をふやすための町おこしなどは考えられないのでしょうか。

4点目、職員の皆様には職員数の削減、給料削減の協力をお願いしている現状です。どこの首長も「人減らしだけが行財政改革ではない」と強調していますが、本来は「何人の職員で町役場を運営するか」ではないかと。10年前までは360人勤め、住民110人当たり職員1人でした。現在職員は317人、2013年には職員270人を目標にしています。指定管理者制度を活用しますと、かなりの職員削減が考えられるところです。

私は、2市7町の合併を推進させる行財政改革の最大の懸案は各町の人口比からの職員数と考えます。2市7町の合併を考える首長として、また役場経営者として町長は、柴田町職員適

数は何人くらいと考えているか。

5点目、町民総参加で介護予防や生活習慣病の予防を推進する健康自治体づくりは、住民福祉の観点から、また健全財政を維持する上でも大変重要です。

住民のために救急病院としての機能を持つ中核病院経営の負担が大きくなる心配があります。住民に病院の必要性を聞けば、だれもが必要と答えると思います。病院存続のために将来住民税が2倍から3倍になってもよいのかと質問したら、住民はどのような返答をするでしょうか。

ことしも4,000万円からの赤字を計上していると聞いております。刈田病院問題も絡んでいるようですが、中核病院負担金の歯どめ策は考えているのでしょうか。

6点目、待望久しい船岡保育所が新築開園になり、保育施策、子育て支援事業も充実化してきています。ことしの重点事業に延長保育の実施が上げられています。両親の共働きや母親就業対応に有効な事業で一層の充実化が期待されています。少子化に歯どめをかける施策として就業機会の創出なども考えられますが、3人目の子供の保育を半額にするなど、町独自の少子化施策も考えてもよいのではないのでしょうか。

7点目、最後に、町の実質公債費比率21%との県発表がされ、合併を望む友人から議会の責任ではないかと指摘され慌ててしまいました。ことしは宮城県平均で15.3%、町平均では14.9%となっています。自治体収入に対する借金返済額の比率を示す財政指標は、財政悪化をはかる一つと言われております。18%以上になりますと、地方債発行に県の許可が必要となりますが、柴田町では地方債発行を必要とする事業を推進するときに心配はないのか。実質公債費比率計算式には、一般会計から特別会計への繰出金も含まれるとなっていますが、実質公債費比率18%以下にするのに何年ぐらいを要するのか。

昨年も新聞で報道されているのに、住民の心配に何らの説明がないのはいかがなものか。2008年度から自治体の財政健全度を実質公債費比率など4指標で判断するといっていますが、柴田町の健全化計画は47項目の財政再建プランで十分なのか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員、大綱7点ございました。随時お答えしてまいります。

第1点目、特別養護老人ホームの関係です。

特別養護老人ホームの新たな建設については、市町村の介護見込み量を基礎に県が広域計画としてとりまとめ認可や判断をしていくことになっています。

現在の仙南圏域の介護見込み量では、新たな特別養護老人ホームの建設は難しい状況です

が、現在、多数の待機者があることを踏まえ、平成21年度から3カ年を見据える柴田町の第4期介護保険事業計画で介護見込み量を増加設定し、圏域での設置枠を確保したいと考えております。施設開所に対する直接的な支援は難しいわけですが、柴田町に開所できるよう側面からの支援は惜しまないつもりでございます。

なお、この件に関しましては、私が直接県の担当課長に連絡をし、できる限り県としても協力したいとの回答を既に得ております。

2点目、自主防災組織です。

自主防災組織は行政区を単位として組織され、町内40行政区のうち結成済みが35行政区で、そのうち避難訓練や初期消火訓練等防災訓練を実施しているのは15地区となっています。今後すべての地区において訓練を実施してもらうよう消防署と連携し呼びかけを行い、訓練等を通して住民の防災意識の啓発を図ってまいります。

幼稚園、小学校の施設に関しましては、船岡中学校、槻木中学校の校舎、船岡中学校の体育館に一部補強が必要なところがございます。船岡・槻木中学校については、建設経過年数が槻木中学校は43年、船岡中学校は39年を経過しており、耐用年数を考えますと、地震補強工事を実施すべきか建て替えるべきか検討しているところでございます。船岡中学校体育館についても、現在の床面積基準を下回っており、老朽化が激しい上、手狭な施設に耐震工事を実施すべきか、こちらも検討しているところでございます。

PFIにつきましては、星議員、加藤議員からもコンパクトシティ構想の推進の中で、民間活力の積極的な導入を図るべきとの提案をいただいておりますので、今後、学校施設や住宅の建設、土地開発などで活用ができるよう調査研究事業を立ち上げ、実施していきたいというふうに考えております。

観光協会の件でございます。

観光協会の将来の方向性についてであります。平成18年度につきましては、財政再建プランに基づき、県内各市町村にあります観光協会の現状について調査を進めていたところでございます。

平成19年度につきましては、観光協会機構の見直しの一環として、本年6月末日をもって観光協会職員3名、退職の措置をとらせていただいております。なお、3名の方々につきましては、随時イベント等開催時等にご協力いただいているところでございます。

平成19年度においては、観光協会の今後の機構のあり方として、どのような組織にすべきかを現在検討中でございます。

次に、仙台大学と共同で交流人口をふやすための町おこしなど考えられないかについてでございますが、議員ご質問のとおり、仙台大学の学生につきましては、全国各地から来ており、最近では外国からも留学生が来ているようでございます。

現在、本町では、大学の豊富な知的資源を行政運営に活用していただくため、平成15年9月に「学校教育の連携・協定に関する覚書」を締結し、「社会教育事業」「児童・生徒の学校生活支援」を、さらに、平成16年8月には「町民の健康増進、福祉推進事業及び生涯学習事業の支援」「双方の関連施設の相互利用」などについて締結し、仙台大学のスポーツ・健康科学・福祉に立脚した各種知的資源の支援をいただきながら、まちづくりの各種施策を展開しているところでございます。

現在では、さらに、認知症予防教室「お達者塾」事業や転倒予防教室「転ばぬ先の元気塾」事業など、さまざまな事業において大学と連携を図りながら事業を推進しているところでございます。

議員ご提案にありますように本町の各種資源等を活用し、仙台大学と共同で交流人口をふやすための町おこしなどを検討してまいりたいと思いますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、職員の削減についてでございます。

職員の適正数についてですが、平成18年2月に策定しました第4次柴田町定員適正化計画においては、平成22年4月までに312人まで削減する計画となっておりますが、本年4月1日現在、議員の質問のとおり317人で計画数より既に10人多く削減している状況となっております。

さらに、20年4月1日現在においては307人と今年度より10人削減され、第4次定員適正化計画を2年前倒しで達成する見込みとなっております。総務省での定員診断表によると、現在の職員数においても適正数を下回っております。

適正な職員数は、今後の行政需要の増大、行財政改革、指定管理者制度の活用等のかんがみ、新たに定員適正化計画の見直しをすべきかと考えております。経営者としての職員適正な人数を考える上では、各施設の運営はNPO法人等ができないか、保育所は第一幼稚園、児童館について公設民営で対処できないかといったように、経営者としての効率性の面からの検討と行政のトップとしての社会的責任を果たすという意味合いからも、利用者、住民、議会等で議論を深めていきたいというふうに思っております。それにつけても「最小の経費で最大の効果を上げる」という原点に立ち、適正な職員数を検討していきたいと考えております。

5点目、みやぎ県南中核病院の負担金の歯どめでございます。

負担金の性格についてですが、地方公営企業法第17条の2の規定により、構成市町が一般会計から繰り出す基準に基づき負担をしているものです。法の定める経費として病院の建設改良に要する経費、救急医療の確保に要する経費等について、一般会計において負担するものとするという定めに沿って負担をしているものでございます。

そこで、今後のみやぎ県南中核病院の負担金がふえることの歯どめをどうするかという質問ですが、みやぎ県南中核病院のコンセプトは、急性期医療に特化し、24時間救急医療を提供しつつ、地域のかかりつけ医と連携を組んで、地域完結型医療のセンターとしての役割を果たすとしてスタートいたしました。

救急医療についての現状についてですが、これは全国的な傾向ですが、特に仙南地域においては医師が不足していることも関係していると思いますが、救急車搬入患者さんが年々増加しております。懸念すべきは夜間や土・日曜日に、「軽症者」と「二次救急の必要な患者」の混在により、本来の二次救急に専念できない状況になっていることとでございます。コンビニ的な使い方と言われますが、このことは医師の労働環境の悪化や経営収支悪化要因であり、負担金にも直結します。

こうした現状を踏まえ、このような状態の病院利用が続けば、地域医療を崩壊させる危険があることを住民に認識していただかなければなりません。仙南地域医療対策委員会、仙南の3医師会、2市7町共同で厳しい医療事情についての情報、救急医療機関の利用法の周知を図るべく、全戸に「かかりつけ医をもちましよう」を配布し、町民の皆さんに現状の認識と協力をお願いいたしました。

また、乳幼児のいる家庭には、日常よく見られる子供の症状について、緊急に夜間・休日救急外来を受診する必要があるかどうかの判断する際の参考にしていただけるよう「小児急病のてびき」を、中核病院では既に備えてありますが、構成市町としても、積極的に取り組む課題でありますので、現在「てびき」を作成中で、でき次第保護者の皆さんに配布します。

地域医療問題は、私たち住民一人一人が考え、“自分たちの地域医療は自分たちで守る”そしてみんなで支え合う必要があるということを理解して利用していただかなければならないと負担金の歯どめができない状況でありますので、町民皆さんの啓蒙普及に努めてまいります。

町独自の少子化対策でございます。

保育料につきましては、児童福祉法の保育所徴収基準表に基づき、柴田町保育所保育料徴収規則で定めております。現在、保護者の経済的負担を軽減する意味から、同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合は、多子軽減の措置をとっております。具体的には、年

齢の高い順に1人目は保育料表に定める額を適用し、2人目については2分の1、3人目以降は10分の1の額に軽減されています。なお、今年度から幼稚園等を利用している児童も多子軽減の対象となっております。

町独自の少子化対策につきましては、西船迫保育所や槻木保育所の延長保育、放課後児童クラブの長期休業日と土曜日の延長保育、西住小学校区と柴田小学校区への放課後児童クラブの設置、むつみ学園の建て替えなど課題もありますが、3人目の保育料の半額について財政シミュレーションをした上で、子育て支援を強化する意味からもさらに検討をしてみたいというふうに思います。

今後も子供を産みたい人が「安心して健やかに産み育てることができる環境づくり」に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、実質公債費比率の関係でございます。

実質公債費比率が18%以上になり事業推進に心配はないのかについてであります。平成18年度の実質公債費比率は21.0%になり、18%を超えたことによって昨年度に引き続き地方債許可団体になりました。25%を超えると一部の起債が制限されます。18%以上になりますと、今後の地方債発行に関しては、県に「公債費適正化計画」を申請して、県の許可を受けるようになりますが、学校施設の耐震化など真にやむを得ない事業推進をする際には、実質的な影響は少ないのではないかと考えております。

18%以下にするのに何年を要するかについてであります。実質公債費比率は、今までの公債費比率に比べ、起債発行の許可団体と協議団体を分ける基準としての指標で、実質的な公債費に費やした一般会計の額が、つまりこれまでの借金の返済です、標準財政規模に占める割合をあらわす比率でございます。下水道特別会計の繰出金や仙南土地開発公社の債務負担のうち、公債費で充当する分を加えて算定するものであり、過去3年間の平均値による指標でございます。平成25年度までは公債費が16億円前後で推移することから、平成23年度までは今年度に近い20%台で推移し、平成24年度に18%台になると推計しております。18%を切るのは早くても平成27年度前後になると考えております。

住民への説明についてですが、全国的に見れば、夕張市よりも実は実質公債費比率が高い自治体は数多くございます。なぜ夕張市のように破綻しないかという、借金を返せるだけの体力がまだあるからでございます。柴田町の将来の財政を見通した場合、これまでと同じ財政運営を続けていけば、やがて借金が返せなくなって財政破綻が起こるとの認識から、皆さんのご協力により財政再建プランをまとめさせていただきました。住民に対してはよくわかる町の仕

事と予算を全世帯に配布し、財政の実情をすべて公開いたしました。私はまた、いろいろな場所において、財政健全化には常時5億円の貯金が必要であることを住民に説明し、それまでは何とか我慢をしてほしいことを訴えております。本年度の実質公債費比率の説明については、今議会において平成18年度決算の認定をいただきましたら、「広報しばた」10月号、11月号に決算概要を掲載してお知らせしてまいります。

健全化計画についてですが、47項目の財政再建プランで十分かについてでございますが、このプランは5カ年で14億円余りの財政効果を生み出すプランでございます。計画どおりに推移できれば、財政危機を必ずや回避できるものと考えております。しかし、プランによっては開始時期がずれ込んだり、見直さなければならぬものもありますので、プランだけの項目にとらわれることなくより一層の事務事業の検証に努め、さらには財政状況の的確な把握を行ってまいります。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。8番百々喜明君、許します。

〔8番 百々喜明君 登壇〕

○8番（百々喜明君） 平成19年度第3回定例会において町長の決算説明要旨、町政報告について総括的に三和会を代表して質問させていただきます。

初めに、国は三位一体改革の仕上げとして、規制改革、金融システム改革、税制改革、歳出改革の四つの改革を加速させ、経済を活性化することが必要であるとしています。そうした中、町は財政事情を十分に勘案し、徹底した事業の見直しと優先順位の選択を行うことにより、限られた財源の効率的配分に最小の経費で最大の効果を上げることに努めたと言っていますが、どのような効果を上げたのか。また、町民にとっては有効的な効果だったのかお伺いいたします。

次に、財政状況についてお伺いいたします。

平成18年度当初予算編成時には、財政不足が明らかになったことにより町は「財政非常事態宣言」を発し、財政再建団体の転落を回避するために、行政と議会が一体となって平成19年度を初年度とした47項目から成る財政再建プランを策定しました。その内容は、町民の皆様や地域社会に対して相当の痛みをお願いし、行政サービスのあり方も根本的に見直さざるを得ないものであります。しかし、これも町税、健康保険税の滞納が一つの要因となっていることも見逃すことができないのではないかと思います。まじめに納税している町民の皆様にとっては、この行政サービスでは不満が募るばかりではないかと思われまます。町はこの滞納をどのようにして埋め合わせていこうとしているのか、滞納整理はどこまで進んでいるのかお伺いいたしま

す。

二本杉町営住宅建替事業は、当面住宅建設などの大型事業を休止し、建替事業の今後の進め方については、国及び県と協議を進めながら事業計画の変更をしたと言っていますが、今後は思い切った見直しも視野に入れ、二本杉町営住宅の跡地を更地にして高級住宅団地として分譲してはどうでしょうか。

既に今建っている10階建ての中に住んでいる方の中にも、家賃の未払い等も出てきている状態では単なる町営住宅ではなく、あの利便性から見ても民間開発に協力してもらい、一般高級住宅地としても十分通用するのではないかと思います。町としての所見はどうかお伺いいたします。

最後に、「町政報告」から、先日、同僚議員からも質問がありましたので、私からは1問質問させていただきます。

中華人民共和国丹陽市友好訪問団が、李書記を団長に若い実業家を含め16人の訪問団が8月12、13日来町しました。13日の表敬訪問の折、李団長から本町への要望はなかったのか。また、あったとしたらどのようなことだったのか。

今、中国は工業関係でも目を見張るものがあります。今後、経済交流事業においても、本町としてはプラス面も数多くあると思われませんが、町としての所見はいかがなものかお伺いいたします。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 百々喜明議員、大綱4点ございました。

まず、1点目でございます。

平成18年度の予算編成時に、財源不足が明らかになったことから、18年度の予算編成は従来の手法にとらわれることなく、例年よりも一段と踏み込んだ、かなり厳しい事業費の縮減や事業の繰り延べ、補助金3割削減などの見直しを図りました。町民にもこれまでの行政サービスと違った、優先順位や緊急度を見きわめたサービスの提供に見直さざるを得ませんでした。しかしながら、町民の皆さんにとっても長期にわたって財政の健全性を維持すること、つまり持続可能な財政基盤を構築することの重要性をご理解いただくなど、自立したまちづくりに向けて大いに成果が出たと思っております。

そうした厳しい財政状況の中にあっても、ハード面では17年度から本格的な工事が始まり、18年度予算で5億9,000万円余りを費やし、19年4月1日に開通した都市計画街路新栄通線の

開通や、待望久しかった新船岡保育所の完成を見ることができました。

ソフト面では、ハッスルクラブやダンベル体操による健康づくりの活発化や、住民自治基本条例の制定に向けた自治意識の高揚、さらに、議会、住民、執行部が一体となってまとめた財政再建プランによって、財政破綻の危機を回避できる道筋が明らかにできたことは、町民に対して有効な手だてを講ずることができたというふうに思っております。

2点目、財政再建プランの達成に町税、国民健康保険税の滞納整理、どのように進めるかということでございます。

毎年、税目ごとの現年度分及び滞納繰越分の徴収目標を定め、その目標数値を達成することで、滞納額の縮減を図り、歳入の確保に努めています。

町税滞納縮減対策としましては、納税者の納税相談を定期的を実施し、分納誓約による計画分納を促進させるとともに、納税相談に応じない者並びに分納誓約違反については、給与を初めとする収入源あるいは所有財産の差し押さえ予告並びに法的滞納処分も適時に実施するなど、効率的な滞納整理に努めているところでございます。

滞納整理の進捗度合いですが、18年度繰越分の収入済額を見ていただければおわかりいただけると思いますが、町税の滞納繰越分の収入済額合計は 4,275万 4,539円、予算額に対する達成率は 114.8%、国民健康保険税の滞納繰越分の収入済合計額は 3,621万 1,679円、予算額に対する達成率は 102.2%となり、滞納繰越分の予算目標を上回っております。

今後も前年度分及び滞納繰越分の収納率目標、予算目標を達成できるよう、滞納した一人一人の実態把握に努め、滞納者個々の資力に応じた種々の滞納処分を適時に執行しながら、町税全体の滞納額の縮減を図り、財政再建プラン達成のための歳入の確保に努めてまいります。

2点目、町営住宅の建替事業につきましては、平成13年度から事業を進めております。町の厳しい財政状況等により当初の計画どおりには進んでいない状況です。しかし、国・県との協議により、現時点においては“東側ブロック”の整備として、現在古い住宅にお住まいの 137戸の方に対する住宅の確保と北船岡住宅地区における地区集会所や都市公園、周辺道路の整備に対する方向性を見出しております。

団地を更地にし宅地として分譲する場合、東側ブロックにつきましては、公営住宅法の法律上の問題や国の補助金返還問題を解決する必要があるため、この手法は大変困難だというふうに考えております。

しかしながら、“西側ブロック”の将来像については、建替計画は残すとしながらも現在は白紙の状態です。事業の進捗に応じ、議会からのご意見等とも踏まえ、再度検討を行う必要が

あるものと認識しておりますが、そこに長年暮らしている人たちの生活をどのようにしていくのか、大変デリケートな問題もありますので、なかなか難しいものというふうに考えております。

最後でございます。今回の丹陽市訪問につきましては、鎮江市委員会常務委員会委員、丹陽市委員会、李茂川書記を団長として、丹陽市対外経済貿易局長を初め丹陽市の企業経営者16人が来日いたしました。13日柴田町を表敬訪問をしていただいた際に、丹陽市側からこれからの両市町間の交流のあり方について4点のご提言がありました。1点目は、両市町職員などの交流訪問を継続すること、2点目は交流分野を拡大すること、3点目は民間交流を盛んに行うこと、4点目は経済交流を促進することという内容でした。

町としては、ご提案いただいた4点について真摯に受けとめ、これからも末永い交流が図られるよう推進していくとしながらも、まずは財政再建に力を傾注し、明るい道筋が見えた後にさらなる交流を図りたい旨をお伝えいたしました。

経済交流事業につきましては、柴田町の民間レベルで十数年前から研修生を受け入れ経済交流を実施しております。

現在、中国は著しい経済発展を遂げており、町として地域の発展、活性化のため民間レベルにおける経済交流は必要であることから、町内の企業等の交流を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号まで決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、会期中の審査に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、会期中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を委任し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託いたしました認定第1号から認定第6までの決算審査結果報告は、会期の都合により9月20日午後4時までにといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、決算審査結果報告書の提出期限は9月20日午後4時までと決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

9月21日午前10時から再開いたします。

ご苦労さんでございました。

午後0時07分 延 会
